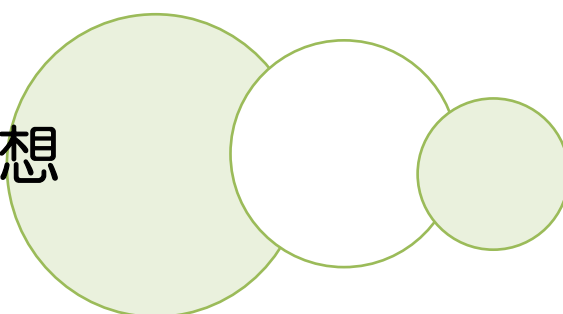


第2章 全体構想



第2章 全体構想

2-1 基本構想

1. 基本理念

芦屋町は、福岡県北部の遠賀川河口に位置しており、古くは交易の要港として発展を遂げてきました。明治以降幾度かの社会情勢の変化による影響を受けながらも、時代に応じた都市づくりを行ってきました。

しかしながら、人口の減少や少子高齢化の進展、住民の価値観やニーズの多様化、限られた財政事情など、町を取り巻く社会情勢は変化し続けています。

こうした状況に対応し、持続可能な都市づくりを進めていくためには、町の特性や魅力を活かした取り組みによる定住人口の維持とともに、周辺都市との連携により交流人口の増加を図る必要があります。

このため、現在の第5次総合振興計画においては、海などの自然、歴史・文化などの町の良さ、魅力を都市づくりに活用するとともに、都市づくりの担い手である住民との協働のもと、活力ある元気な町をつくるという想いを込め、町の将来像を「魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや」としています。

この将来像を実現するため、町の課題を踏まえ、今後の人口減少や安全安心な暮らしなどへの適切な対応とともに、町の魅力を活かした都市づくりを進めていきます。

2. 都市づくりの目標

「魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや」の実現に向け、基本的な方向性を次のように設定します。

将来像「魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや」

- 持続可能な都市づくりと地域特性を活かした土地利用の推進
- 安全安心・快適に暮らせる良好な都市環境の形成
- 暮らしやすいまちを実現する交通環境の維持・整備
- 芦屋町らしい景観の保全と活用

(1) 持続可能な都市づくりと地域特性を活かした土地利用の推進

今後の人口減少に対応するため、公共施設の最適配置の推進、空家・空地の有効活用、居住環境の整備や改善により、定住人口の維持に努めていく必要があります。

このため、今後の土地利用については、社会経済情勢の変化や地域特性に応じた土地利用の規制や誘導を図るとともに、公共施設の適正配置などにより持続可能な都市づくりを進めます。

(2) 安全安心・快適に暮らせる良好な都市環境の形成

住民の快適な暮らしの向上を図るため、利用しやすい公園緑地づくりや身近な環境保全に関する取り組みなどが求められています。また、防災面では、地震や水害などの自然災害に備えた災害に強い都市づくりとともに、犯罪の多様化や交通事故などに対する取り組みが求められています。

このため、公園の維持管理や再整備、環境負荷の少ない社会や循環型社会の形成に向けた様々な取り組みとともに、安全安心して暮らせる都市づくりを進めます。

（３）暮らしやすいまちを実現する交通環境の維持・整備

住民の交通利便性や生活利便性の向上を図るため、交通ネットワークの強化や公共交通網の維持が求められています。

このため、計画的な道路整備や公共交通の利用促進に関する取り組みとともに、少子高齢化社会への対応など、暮らしやすい交通環境づくりを進めます。

（４）芦屋町らしい景観の保全と活用

都市景観や自然景観への住民ニーズの高まりに対応するため、良好な景観形成による地域の魅力の維持や創出が求められています。

このため、都市景観を構成する道路や橋梁などの都市施設のデザイン性の向上とともに、自然景観を構成する海岸線や遠賀川流域の水辺など、風光明媚で豊かな自然環境と共生した都市づくりを進めます。

3. 将来都市構造

町の目指すべき将来像の実現や都市づくりの目標の達成に向け、都市活動の拠点的な機能を有すべき区域を「拠点」、この各種機能拠点が集積される区域を「核」、地域特性や拠点・軸の配置に適應した土地利用を形成する区域を「エリア」、拠点や核、エリア、周辺都市と連携し相乗的な効果を発揮する結びつきを「軸」として設定します。

これらの基本要素を配置することにより、将来の都市構造を示します。

（１）拠点

都市活動の拠点的な機能を有すべき区域として、行政拠点、サービス拠点などを位置づけます。

①行政拠点

役場などの公共施設が立地している地区を行政拠点としてとらえ、都市施設の整備などにより、各機能拠点とのネットワークの強化を図り、中枢拠点性を高めます。

②サービス拠点

町の中心地として発展してきた正門通り商店街周辺地区を、日常生活にとって必要な基本的サービスを提供する地区として、サービス拠点と位置づけます。

なお、県道竹並芦屋線沿いをはじめとする山鹿地区において、近年商業施設の集積もみられることから、今後、サービス拠点としての位置づけを検討します。

③緑の拠点

中心市街地であって、貴重なオープンスペースとなる中央公園は、市街地内における住民の憩いの空間として、維持管理に努めます。

また、海浜公園、魚見公園、城山公園、夏井ヶ浜はまゆう公園などの大規模公園や芦屋の里浜については、豊かな自然環境を形成する貴重な地域資源であるため、保全や活用を図ります。

この中でも、夏井ヶ浜はまゆう公園については、はまゆうの群生地でもあるとともに、自然のままの海岸線が残っていることから、水と緑のネットワーク軸の北側の拠点、南部の月軒周辺の防衛省管轄地においては緑化形成のための植樹などが実施されていることから、南部の拠点として位置づけ、活用を検討します。

④レクリエーション拠点

広域のかつ観光振興の視点から、海浜公園、芦屋釜の里や国民宿舎マリンテラスあしやに隣接する魚見公園および芦屋競走場を位置づけます。

また、芦屋港については観光レジャーの拠点としての利活用の推進を図っており、海浜公園との一帯的なレクリエーションの拠点として位置づけ、今後の施設整備や周辺との連携による事業展開を図ります。



レジャープール「アクアシアン」

⑤水産拠点

水産拠点として、芦屋港および柏原漁港を位置づけます。漁港基盤整備には多大な経費がかかることから、既存施設の長寿命化およびライフサイクルコストの縮減化を図り、計画的な維持管理に努めます。

また、芦屋港では、港湾背後地を含めた芦屋港のレジャー港化の推進に向けて、関係機関・団体と連携し協議を進めていきます。



芦屋港

⑥医療拠点

医療拠点として、芦屋中央病院を位置づけ、関係機関と連携した地域医療の充実を目指します。

(2) 核

①都市核

行政拠点、サービス拠点などの各種機能拠点が集積される区域を都市核として設定します。

(3) エリア

現在の土地利用状況を勘案し、次の6つのエリアを設定します。

①住居系エリア

住居系エリアとして、既成市街地内の住宅地、土地区画整理事業などにより創出された住宅地などを位置づけます。

これらの住宅地については、良好な居住環境を確保する観点から、公園や道路整備などの各種事業との連携を図り、都市防災からの安全性や生活利便性の向上を目指します。

②商業系エリア

商業系エリアとして、既存の商業施設の立地がみられる地区を位置づけます。

③工業系エリア

工業系エリアとして、既存の工業施設の立地がみられる山鹿地区の一部を位置づけます。

④農地・漁港エリア

農地・漁港エリアとして、農水産業として利用されている地区並びに付近の集落を位置づけます。

⑤自然系エリア

自然系エリアとして、芦屋海岸、夏井ヶ浜、山鹿の南東部の一部を位置づけます。

⑥レクリエーション系エリア

レクリエーション系エリアとして、総合運動公園、海浜公園などの公園や緑地並びに芦屋競走場などを位置づけます。

(4) 軸

前述の拠点や各、エリア、周辺市町と連携し、相乗的な効果を発揮する結びつきを軸と考え、次のように設定します。

①都市生活軸

芦屋町と周辺市町、各拠点などを連結させる軸を都市生活軸と設定し、日常生活に関わる軸として利便性の向上を図ります。

②都市振興軸

遠賀郡および北九州市を連結させる軸を都市振興軸と設定し、今後も広域的な振興に努めます。

③水と緑のネットワーク軸

町の中央部を流れる遠賀川は、響灘に流れ込んでおり、人々が生活していくうえで重要な資源であるとともに、憩いの空間や緑地空間として、都市の快適性に寄与しています。そこで、遠賀川を水と緑のネットワーク軸と設定します。

また、響灘の「海の自然軸」の一翼を担う芦屋海岸などの海岸線を位置づけ、遠賀川とともに水と緑のネットワーク軸の構築を図ります。

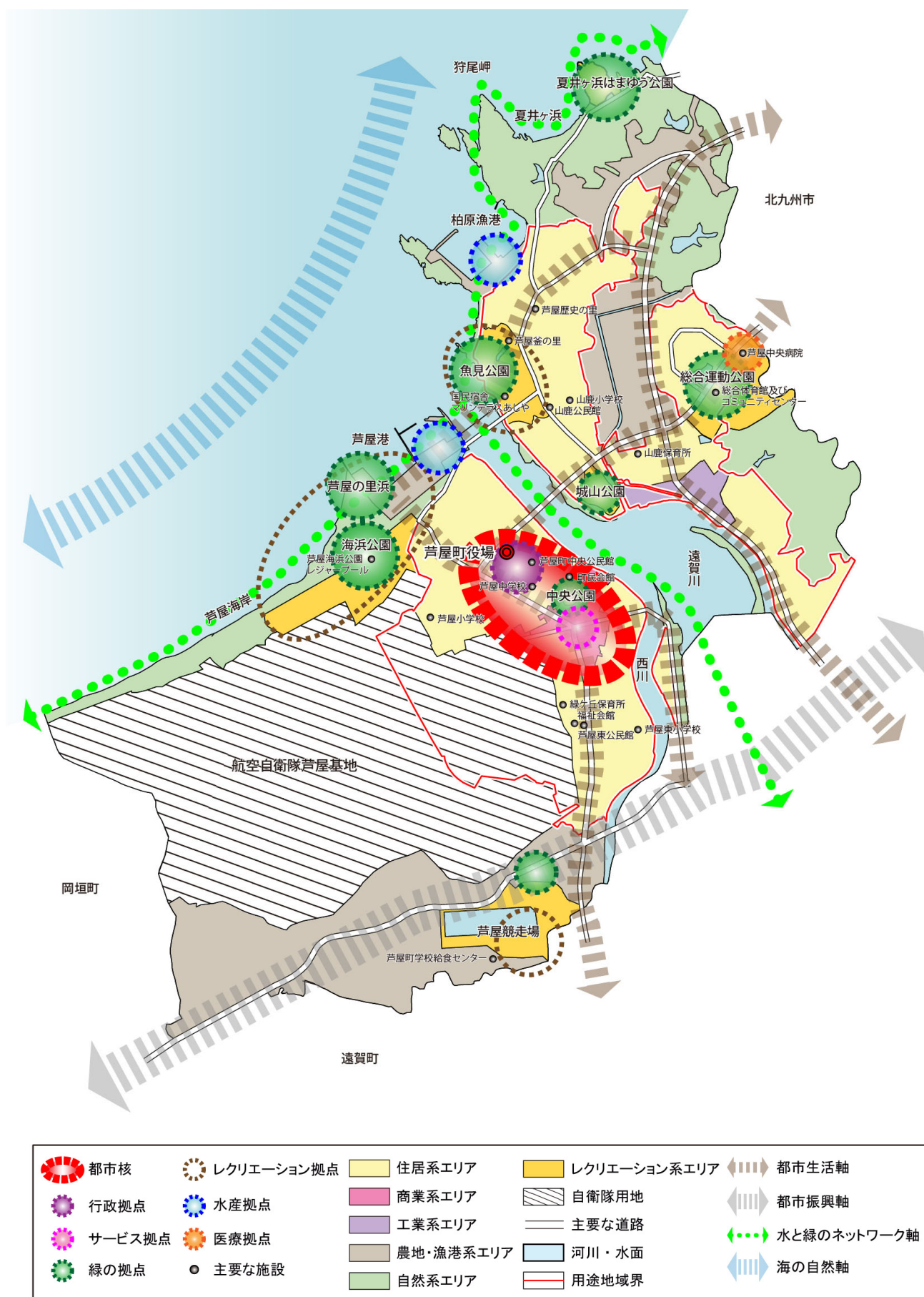
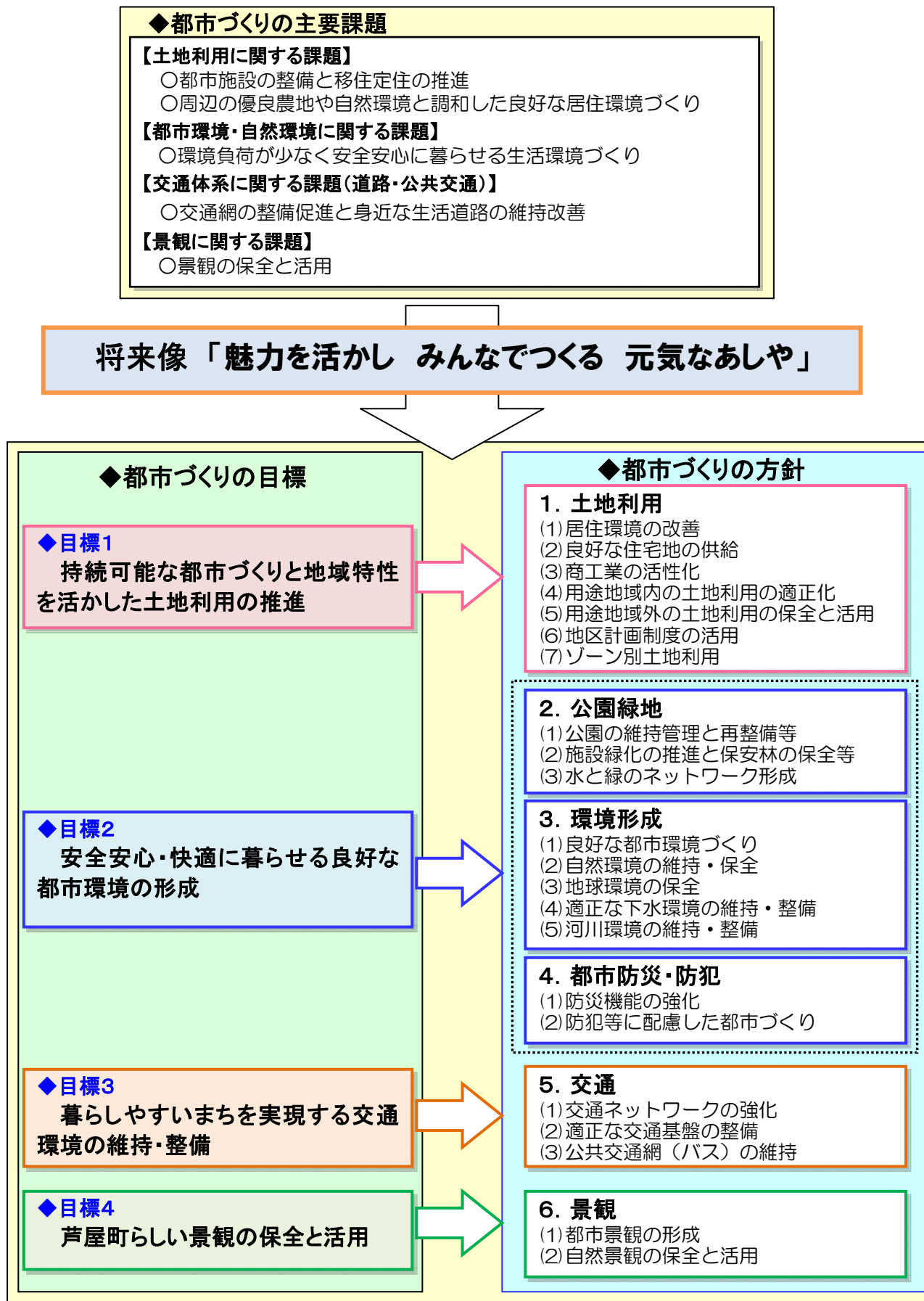


図 将来都市構造図

2-2 都市づくりの方針

「都市づくりの主要課題」、「将来像」、「都市づくりの目標」を踏まえ、「都市づくりの方針」を次のように定めます。



1. 土地利用

芦屋町は、福岡県北部の遠賀川河口に位置しており、美しい自然環境を有した町です。

全域が都市計画区域に指定されており、「魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや」を目指した都市づくりを推進しています。しかしながら芦屋町の行政面積のうち、航空自衛隊芦屋基地と町の中央部を流れる遠賀川が町域の約 3 分の 1 を占めていることから、実質的な行政面積は限られたものとなっており、有効な土地利用は重要です。

このため、土地利用計画については、「北九州都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などをはじめとする各種関連計画との整合を図るとともに、近年の社会経済動向に応じた土地利用が必要です。

このような状況を踏まえ、公共施設の最適配置や活用予定のない町有地については売却を進めるとともに、今後も各種移住定住施策と連携を図る必要があります。

なお、土地利用計画については、これからの都市づくりへの適切な対応とともに、都市的土地利用を推進すべき用途地域内と、自然環境の保全を基本とする用途地域外について、次のような取り組みを進めます。

(1) 居住環境の改善

既成市街地は、古くは遠賀郡の中心都市として栄えたこともあり、老朽化した密集市街地が形成され、狭い生活道路などがみられます。

このため、利便性と安全性の高い生活環境の形成に向けて、居住環境の改善を図る必要があります。特に、市街地の利便性と安全性を高める観点から、生活道路の整備や公園の再整備などを推進するとともに、町営住宅の改修や管理戸数の適正化、長寿命化の推進、居住環境の改善を図ります。

(2) 良好な住宅地の供給

人口の減少に歯止めをかけ、地域の活性化を促すためには、豊かな自然環境に恵まれた環境の中に良好な住宅地を供給していくことが重要となります。また、子どもを安心して生み育てることができる環境づくりや若者が移住定住できる魅力ある都市づくりを目指すことが重要です。

このため、地域特性に応じた用途地域や移住定住を促進するための施策などを検討していくとともに、活用予定のない町有地については、積極的な売却を進めます。



計画市街地（花美坂地区）

(3) 商工業の活性化

既成市街地の商店街では、空店舗や空家を活かした起業の促進・企業誘致を推進することで商店街の活性化を図ることが必要です。

そのためには、農林水産業者や商工業者などの関係者の連携が必要です。地域の様々な主体が参画し、お互いの強みを活かした取り組み（農商工連携）、芦屋製品の付加価値を高めるためのブランド化および販路拡大の取り組みなど関係機関との連携を推進します。



芦屋町商工会

(4) 用途地域内の土地利用の適正化

①市街地整備

近年、土地区画整理事業にて花美坂地区の整備を行い、浜口・高浜団地跡地を戸建住宅用宅地として一括で民間に売却するなど、市街地整備を行ってきました。

今後は、公共施設の適正配置や活用されていない町有地の売却などにより土地の有効利用を図ります。

また、商業地の活性化などを目的とした施策などの展開を推進し、中心市街地の活性化に努めます。



正門通り商店街

(5) 用途地域外の土地利用の保全と活用

①農用地や優良な農地の保全

農用地や優良農地については、各種法規制との連携を図りながら、その優良な営農条件を将来的に継続できるよう保全に努めます。

②優良な自然環境形成地の保全

市街地周辺の丘陵部や河川、海岸線については、自然の風致を維持し、都市の環境を保持していくため、極力自然地としての保全に努めます。

また、小動物などの良好な生息条件を有している地区や貴重な植物群落がみられる地区についても、自然の生態系を崩さないよう各種法規制との連携を図り、豊かな自然環境の保全に努めます。

ただし、遠賀川や夏井ヶ浜などのレクリエーション的利用が考えられる河川や海浜空間については、今後も自然環境との調和を図りながら、活用方法などを必要に応じて検討します。

③用途地域の指定

現在、用途地域は遠賀川を中心に東西両対岸の市街地を主に指定しています。近年、用途地域の周辺においては、道路を初めとする都市施設の整備などにより、宅地化の動きがみられます。

そこで、こうした地区については町の将来像を考慮に入れながら、関係機関などとの調整を図り、都市的土地利用を推進すべき地区として用途地域の指定などを検討します。

④開発行為

開発行為については、自然環境との調和を図りながら計画的な市街地整備の見通しが明らかになった段階で、必要に応じて用途地域への編入を検討します。

(6) 地区計画制度の活用

良好な居住環境などの保全を図るため、地区計画制度^{*}の導入を図ってきました。今後もよりよい環境形成に向けて、地区計画制度の導入を検討し、都市整備を進めていく必要があります。

また、地域住民の要望などにより環境整備が必要な地区についても、地区計画制度の活用を検討し、秩序ある土地利用を促進します。

〈地区計画制度〉

地区計画制度は、計画の策定段階から地区住民の意向を十分に反映することを義務づけた、住民との協働による都市づくりを目指す制度です。

また、従来の都市づくり体系では十分に対応できなかった地区レベルでの計画的な市街地形成を可能にするとともに、地区単位で土地利用等に関する事項を一体的かつ総合的に一つの詳細な計画として定められるものです。

(7) ゾーン別土地利用

ここでは、これまでの都市構造や用途地域の考え方などを踏まえ、ゾーン毎の土地利用方針を示します。

表 ゾーン別の土地利用方針

地区名	地区別の土地利用方針
低層住宅地	市街地周辺部に形成されている住宅地については、比較的良好な居住環境が整備され、低層系の住宅が主に立地している地区です。 このため、低層住宅専用地区として、現在の居住環境を保全していくとともに、地域の憩いの場となる身近な公園の維持管理や再整備などに取り組み、居住環境の高い地区形成を図ります。
中層住宅地	基地の東側に位置する住宅地は、生活利便性の高い地区であり、中層建築物などが主に立地している地区です。 このため、今後とも現在の良好な居住環境を保全していくとともに、より一層の生活利便性の向上にも努めます。
一般住宅地	幹線道路沿道および市街地中心部に位置する住宅地については、今後も、現在と同様な土地利用を推進していく一般住宅地として設定します。 なお、こうした地区においては、景観や環境面に配慮した街路樹などの整備や居住者の快適性を高めるための公園再整備など、都市施設の整備を促進することで居住環境の向上を図ります。
商業地	正門通り商店街については、既に商業サービス機能の集積がみられ、近隣住民のサービス全般に供する地区です。 しかしながら、車社会による購買力の流出などにより、商業の衰退や市街地の空洞化などの様々な問題が発生しています。 このため、商業サービスの集積・強化を推進する地区として、空店舗や空家を活かした起業の促進や企業誘致を推進することで商店街の活性化などを図ります。 また、山鹿地区の県道竹並芦屋線沿いにおいても、近年商業施設が集積している箇所があり、今後の動向を考慮に入れた土地利用の規制や誘導などを検討します。
工業地	山鹿地区の江川沿いや粟屋地区の一部に位置する工業地については、既に工業集積がなされている地区です。このため、工業地として位置づけ、周辺環境との調和に十分配慮します。
農地	農用地や優良な農地については今後も新鮮な農産物の供給と緑地空間を確保する観点から各種法規制との連携により保全に努めます。
田園集落地	古くから形成されている農業従事者の集落を田園集落地と設定し、周辺環境との調和を図りながら、基盤整備を進めます。 また、競走場付近の田園集落地については、広域的な幹線道路に面する地域であるため、背後地の生産環境との調和を図りながら、都市的な土地利用も検討します。
自然環境保全地	北部の海岸線については、はまゆう群生地などの貴重な自然資源が残されており、景観的にも優れていることから、将来にわたり保全に努めます。
漁港・港湾	芦屋港と柏原漁港は、水産業の振興拠点として、施設の計画的な維持管理に努めます。また、芦屋港では、港湾背後地を含めた芦屋港のレジャー港化の推進に向けて、関係機関や団体と連携し協議を進めます。
主な公園	総合運動公園、魚見公園、城山公園、中央公園、海浜公園などについては、市街地における緑の拠点となることから、今後も人々の憩いの空間として維持管理に努めます。 また、夏井ヶ浜はまゆう公園については、自然のままの海岸線を残した公園として活用を図ります。
芦屋競走場	芦屋競走場の駐車場用地については、利用方法などを今後とも検討します。

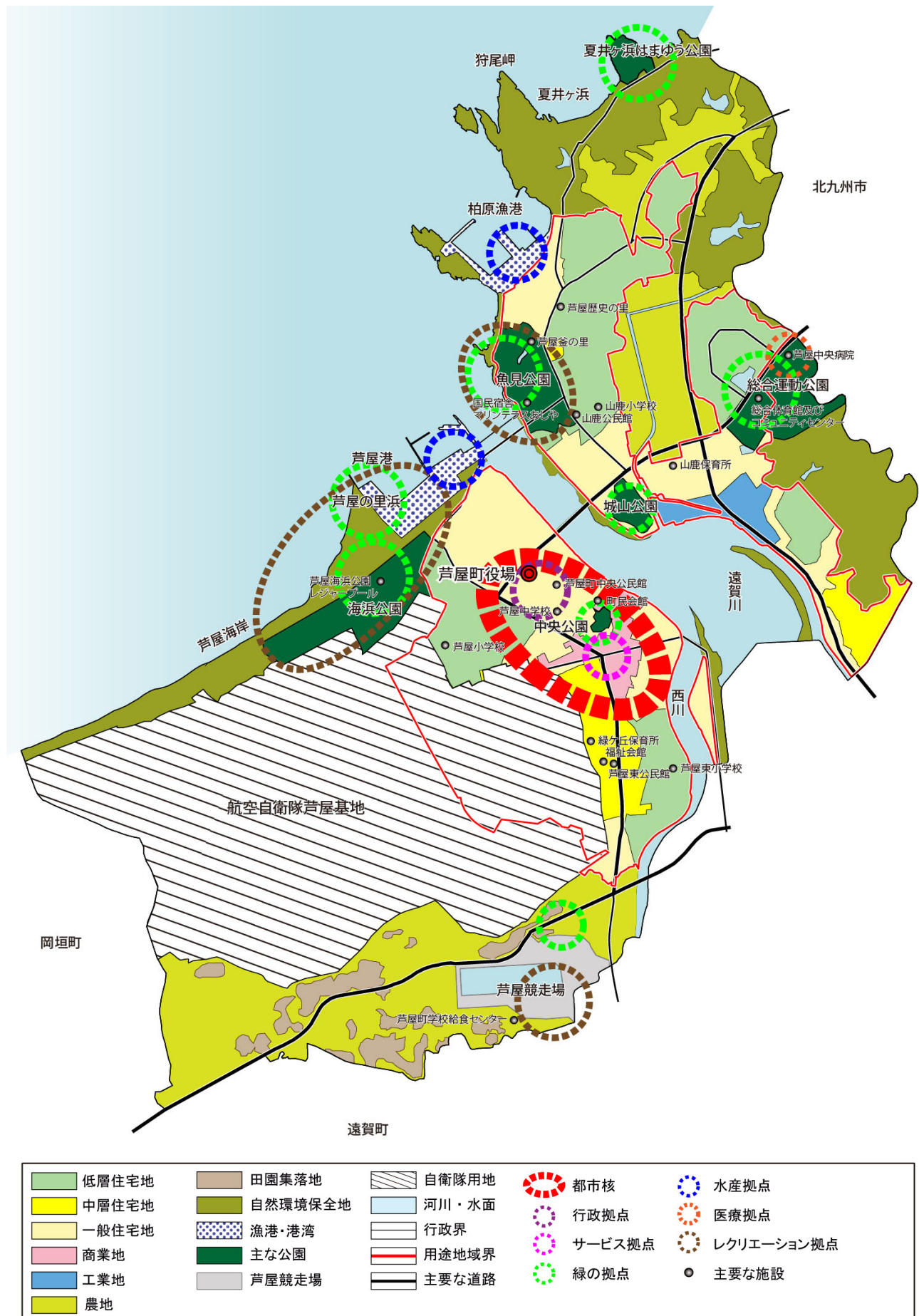


図 土地利用方針

2. 公園緑地

総合運動公園、魚見公園、城山公園、中央公園、海浜公園、夏井ヶ浜はまゆう公園などが整備され、市街地における緑の拠点や人々の憩いの空間として機能しています。

ここでは、都市計画公園およびその他計画により創出される緑地などの現況を踏まえるとともに、各公園緑地の拠点性などを考慮して、身近で利用しやすい公園緑地づくりへ向けて、次のような取り組みを進めます。

(1) 公園の維持管理と再整備等

①公園の維持管理と再整備

地域の憩いの場である公園は、自然とのふれあいやレクリエーション活動など、多様な活動の拠点となっています。

このため、住民のみなさんが快適に利用できるよう清掃や除草、施設の点検など、公園の維持管理に努めます。

また、公園の再整備にあたっては、地域のニーズに合った整備を進めるため、住民との協働を推進し、積極的に維持管理にも携わってもらえるような仕組みづくりに努めます。



中央公園



夏井ヶ浜はまゆう公園

(2) 施設緑化の推進と保安林の保全等

①施設緑化の推進と保安林の保全

緑化活動の推進については、花ボランティア事業などを実施しながら、住民の緑化意識の向上を図ってきましたが、今後も、これらの取り組みの充実に努めます。

また、近年松くい虫による保安林の被害が非常に著しいため、引き続き松くい虫防除や植樹などにより、保安林の保全に努めます。

②まちの資源を活かした緑地の創造

都市骨格を形成する緑地については、重要な自然資源であると同時に貴重な地域資源でもあります。

このため、今後も自然環境との調和を図りながら、自然公園などとしての活用や人々のニーズに合った利用方法を検討します。

また、地域の財産として将来に誇れる松林を作り育て、あわせて飛砂被害を軽減させるため、「芦屋の里浜づくり」に取り組んでいます。今後は、松林を長期的に育て、守り、活用する方法を検討します。



芦屋の里浜づくり

（３）水と緑のネットワークの形成

まちと融合した水と緑の空間の形成には、河川や海岸線と公園や緑地を有機的に連結させ、利用度を高めていくことが重要となります。

このため、河川沿いにおける緑地帯や公園緑地を線的な散策路などで結ぶことにより、身近な緑あふれる都市環境の形成を図ります。

3. 環境形成

芦屋町では遠賀川から流れ出るごみや芦屋海岸の飛砂の問題など、地域の実情に即した身近な環境保全に関する取り組みが必要です。

また、地球温暖化に伴う異常気象といった地球規模での問題解決のため、地域として負える責任を果たしていくことが必要です。

このような背景を踏まえ、様々な主体（住民・事業者・町など）が連携・協力し、環境課題に取り組むための基本的な指針として平成26年（2014年）度に「芦屋町環境基本計画」を策定しています。

今後は、計画に基づき、地域や河川、海岸の環境美化を進めるとともに、循環型社会の形成に向けたごみの資源化や減量化、省エネルギー化、環境教育など、環境保全に向けた様々な取り組みを進めます。

（１）良好な都市環境づくり

芦屋町では、市街地およびその周辺に豊かな水辺や緑が多くみられるため、これらの水辺や緑を活かし、地域の環境美化などに努めます。

また、市街地周辺の農地は、生産の場としてのみならず、雨水の保水などの水の循環機能、緑地としての環境保全機能、さらに土や生物とふれあう環境学習機能など、多様な役割を担っています。

このため、農用地や優良農地については各種法規制との連携により保全に努め、田園集落地については、生活の場でもあることを考慮して、周辺環境との調和を図りながら、基盤整備を進めます。

（２）自然環境の維持・保全

自然は、一度崩壊すると復元までに数十年を要する貴重な資源であり、動植物の生息空間や人々に安らぎを与える多機能な空間であることから、自然環境の保護に努め、良質な自然環境を後世に残していく必要があります。

芦屋町には、はまゆう群生地をはじめ、数多くの貴重な自然が残されており、今後も保全していく必要があります。

このため、関係機関と連携して森林や美しい海岸を維持するため、適切な維持管理および保全対策を進め、貴重な自然環境を保護していくとともに、都市整備においても環境にやさしい整備に努めます。

また、環境破壊につながるごみの不法投棄などに対しても、広報活動などを通じて広く住民に協力を求め、行政と住民が一体となった取り組みを進めます。



はまゆう群生地

（３）地球環境の保全

芦屋町における二酸化炭素排出量は、電気や燃料の消費によるものが大部分を占めており、家庭での省エネ対策やバス利用による自動車交通からの転換など、身近な活動が環境問題の解決への糸口となることも数多くあります。

このため、町の事務や事業に伴う二酸化炭素排出量の削減が可能となる省エネルギーや再生可能エネルギーの導入検討などとともに、広報やパンフレットを通じて地球環境問題の啓発に努めます。また、リサイクルや、省エネルギー対策など身近にできるものから活動を進めていくことで、今後の地球環境問題への対応を図ります。

（４）適正な下水環境の維持・整備

下水道施設は、日常生活や社会経済活動を営むうえで、基本的な要件をなす都市施設です。

芦屋町の下水道は、公共下水道事業により町全域の整備が概ね完了しているため、今後の下水道の整備については、長期的な視点にたちその整備の方向性を以下のように設定します。

①維持・管理の方針

下水道施設（管きょ、処理場、ポンプ場）については、長寿命化計画およびストックマネジメント計画に基づき計画的に、点検・調査、修繕・改築・更新を実施します。

また、下水道事業の経営安定化に向け、中長期的な改善策について、広域連携を含めた検討を進めます。

②雨水への対処

近年の集中豪雨による浸水被害に対処するため、ハード対策に加え、ソフト対策による総合的な雨水対策に取り組みます。

また、雨水幹線などの維持管理については、ストックマネジメント計画に基づき計画的に実施します。

（５）河川環境の維持・整備

①主要河川

主要河川としては、町内を大きく２分し地域のシンボルとなる遠賀川があげられます。

遠賀川については、水害などの自然災害への配慮から、河口堰などが建設（治水事業）され、地域住民の安全性が確保されています。

遠賀川の川づくりにあたっては地域住民、関係機関・自治体との連携のもと、安全で安心な暮らしの確保とともに、多様な生物の生息環境にも配慮した整備が必要となるため、河川管理者に働きかけを行います。

②中小河川

主要河川としては、遠賀川水系の西川や江川などがあげられます。

遠賀川水系の西川や江川には不法に係留されているプレジャーボートなどによる問題（ごみの不法投棄、騒音などによる生活環境悪化、沈没など）が発生しています。

このため、遠賀川・西川の河川管理者である国および江川の河川管理者である県に対し、早期の不法係留船撤去および不法係留船受入施設の確保について積極的に取り組んでもらうよう、引き続き要望します。

4. 都市防災・防犯

近年の地震や水害などの自然災害により、安全安心に関する住民の意識や要望は高くなっています。

こうした状況を踏まえ、芦屋町では、地域防災計画に基づく総合的な防災対策の実施、防犯対策、交通安全対策を進めてきました。

今後も、災害などから住民の生命や財産を守るため、防災体制の強化とともに、犯罪被害の防止や交通安全に対する啓発を進め、安全で安心して暮らせる取り組みを進めます。

(1) 防災機能の強化

災害対策基本法に基づく災害とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波などの異常な自然現象または大規模な火事もしくは爆発などにより生ずる被害を災害としていますが、これらの災害のうち、都市の防災に係わる都市災害としては、概ね以下のようなものが考えられます。

- I. 地震災害・・・・・・・・・・構造物及びライフラインの破壊、同時多発火災、津波
- II. 火事による災害・・・・・・延焼火災、市街地火災
- III. 暴風雨等による災害・・・・建物損壊、洪水、内水浸水、土砂崩れ、高潮
- IV. 危険物災害・・・・・・・・・・貯蔵危険物の漏出・爆発
- V. その他の災害・・・・・・・・地すべりなどの災害

芦屋町においても、このような災害に直面する可能性はあり、住民の生命と財産を守るため、災害に強い安心して暮らせる都市づくりを進める必要があります。

特に、我が国の特筆とも言うべき地震災害時においては、建造物自体の安全性の確保が従来より求められており、公共施設の防災性の強化を図るとともに、住宅などの一般建築物についても防災性が高まるよう働きかけていく必要があります。

また、先の東日本大震災や熊本地震における教訓を踏まえ、建物構造などのハード対策だけではなく、防災教育やハザードマップの作成などのソフト対策に取り組む必要があります。

このため、地域防災計画の定期的な見直しなどにより、防災体制のとれた災害に強い都市づくりを計画的に進め、より快適で安全な都市空間を創造していく必要があります。そこで、都市防災・防犯等の方向性を以下のように設定します。

①災害に強い都市づくり

災害に強い都市づくりを進めるためには、安全性強化のためのハード整備を行う必要があります。

このため、道路、公園、上下水道などの各事業との連携を図りながら災害に備えた整備を促進し、災害の未然防止、災害時における防災活動の円滑化、安全空間の確保を図ります。

②防災体制づくり

災害発生時において、自分の身を守る（自助）とともに、地域住民が互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要です。

このため、共助の取り組みを担う自主防災組織の充実・強化を図るとともに、各地区における防災訓練の実施、住民への指導や支援を推進し、防災体制の確立に努めます。

また、航空自衛隊芦屋基地と連携した防災活動を引き続き実施します。

③防災に関する普及活動

防災活動については、行政だけでは十分な対応は難しいため、各関係機関や団体および住民が一体となって災害に対して備えていく必要があります。

このため、広報活動、ハザードマップの周知を通じて、住民への災害危険箇所や避難所などの周知に努め、防災に対する住民意識の高揚を図ります。

なお、高齢者、障がい者などの災害時要援護者への広報に十分配慮するとともに、要援護者への対応や災害時の男女ニーズの違いなどにも留意したわかりやすい広報資料の作成に努めます。



あしやハンズ・オン・キッズ
「防災アクション」

（２）防犯等に配慮した都市づくり

多様化する犯罪や高齢者の交通事故などに対応するため、防犯や安全に配慮した都市整備を行う必要があります。

このため、街路灯や交通安全施設の充実とともに、自治区などと連携した防犯・交通安全活動などの取り組みを推進します。

①防犯対策

防犯パトロールや通学時のパトロールの強化など自治区や各種団体との連携による防犯活動を推進します。

また、街路灯の充実や防犯カメラの設置など防犯環境の整備を進めるとともに、「芦屋町空家等対策計画」に基づき、空家の除却や適正管理に努めます。

②交通安全対策

歩行者などの安全確保を図るため、歩道や自転車道の整備を進めるとともに、道路反射鏡などの交通安全施設の充実を図ります。

また、警察や交通安全協会、自治区などと連携し、交通安全教室・講習会の開催、キャンペーン、広報活動など、交通安全指導の充実と啓発に努めます。



交通安全パトロール

5. 交通

芦屋町では、住民の主な交通手段として自家用車、乗合バス、徒歩となっており、自動車交通を支える道路はもっとも重要な都市施設です。また、鉄道の駅がない町にとって、バスは住民の日常生活を支える移動手段として重要な役割を果たしています。

このため、町が管理する道路や道路施設の劣化状況の調査・点検を踏まえ、計画的な維持管理や道路整備を行います。また、町や交通事業者、住民など関係者が一体となって公共交通網（バス）を維持する取り組みなどにより、交通利便性や生活利便性の高い都市づくりを進めます。

（１）交通ネットワークの強化

芦屋町では、広域幹線道路への接続が整い、近隣市町への交通ネットワークが確保されています。

今後も国道3号などの広域幹線道路と連結する幹線道路および橋梁などの維持管理を適切に行うとともに、芦屋町と近隣市町や広域都市圏での交通ネットワーク強化に努めます。

（２）適正な交通基盤の整備

①道 路

市街地を中心とした円滑な交通を確保するため、骨格的な道路網（幹線道路・補助幹線道路）を選定し、体系的な交通ネットワークを形成していくものとします。

幹線道路については、芦屋町と近隣市町を結ぶ都市軸としての機能を有し、かつ交通量が多い国道495号や芦屋水巻線などを幹線道路として位置づけます。

補助幹線道路については、町内の中心市街地と各地区を結び、交通量がやや少ない直方芦屋線などを補助幹線道路として位置づけます。

市街地を形成する道路については、インフラ長寿命化基本計画の策定や定期点検要領などに基づき、点検を実施し、よりよい居住環境の形成に向けて計画的に修繕や更新を実施します。

また、道路整備にあたっては、歩行者に対しても十分配慮して、道路の機能や計画路線の沿線環境に応じて広幅員歩道や歩行者専用道路の整備を検討します。

なお、長期間未整備な状況にある一部の都市計画道路については、今後の社会経済情勢や交通量の予測などを踏まえ、必要に応じて路線の見直しを行います。



国道 495 号（芦屋大城付近）



なみかけ大橋

②サイクリングコース・周遊路

サイクリングコースについては、既設の直方北九州自転車道、遠賀川宗像自転車道および海岸線の自転車道を位置づけ、これらのネットワーク化により、広域的な自転車利用への対応を図ります。

また、周遊路については、核や拠点とのネットワークを考慮して、道路網や河川堤防上を位置づけます。

③駐車場

レクリエーション拠点など人々が集う場所においては、駐車場は必要不可欠です。

このため、人口減少や少子高齢社会における駐車場需要と供給のバランス、多様な駐車場需要（観光バス駐車場の整備、バリアフリー化など）への対応など、将来を見通した駐車場の配置に努めます。

（３）公共交通網（バス）の維持

町や交通事業者、住民など関係者が一体となって公共交通の利用促進に関する取り組みを推進し、都市づくりと連携しながら公共交通を活性化していくことが求められています。

こうした状況を踏まえ、公共交通の将来のあり方についての基本となる方針や目標などを定める「芦屋町地域公共交通網形成計画」を策定しています。

今後は、計画に基づき、地域住民の利用状況やニーズなどを把握しながら、既存の公共交通が効率的で効果的なものになるように、交通再編の検討などの取り組みを進めます。



芦屋タウンバス



北九州市営バス

表 将来交通網

区 分	名 称	備 考
幹線道路	3・3・1 芦屋水巻線	
	3・3・2 若松芦屋福間線	国道495号
	3・4・1 芦屋遠賀線	
	3・4・2 竹並芦屋線	
補助幹線道路	3・4・3 幸町西浜線	
	3・4・4 正津ヶ浜山鹿線	
	3・4・5 田屋柏原線	
	3・5・1 直方芦屋線	県道高浜東町線
	3・5・2 惣ヶ瀬1号線	
サイクリングコース	はまゆう観光道路	1級町道
	直方北九州自転車道	
周遊路	A	3・4・3幸町西浜線
	B	3・4・4正津ヶ浜山鹿線
	C	3・3・1芦屋水巻線
	D	2級町道 白浜町9号線
	E	2級町道 白浜町1号線
	F	3・4・1芦屋遠賀線
	G	3・4・2竹並芦屋線
	H	1級町道 中ノ浜15号線
	I	2級町道 中ノ浜正門線
	J	2級町道 中ノ浜船頭町線
	K	遠賀川および西川堤防上



図 交通施策方針（道路）

6. 景 観

景観を構成する要素としては、建築物や工作物、道路や橋梁などの構造物から構成される都市景観、遠賀川や海岸線の広望、はまゆう群生地をはじめとする自然景観が主なものとしてあげられ、居住環境や住民の生活に密接に関係しています。

近年の社会経済の成熟化とともに、人々の価値観も量的充実から質的向上へと変化し、良好な景観形成に対する住民のニーズが高まっています。

また、地域の歴史や文化、風土に根ざした美しいまちなみに対する人々の意識も高まっており、観光を推進するうえでも、良好な景観形成による地域の魅力の維持・創出は極めて重要です。

このため、景観形成においては、遠賀川や海岸線の自然景観の保全と活用を基本的な考えとして、都市景観と自然景観の調和を図ります。

（１）都市景観の形成

市街地は、社会経済活動の基盤となる空間であることから、道路や公園などの都市施設のデザイン性の向上を図り、機能美を持ち合わせた都市空間の形成に努めます。

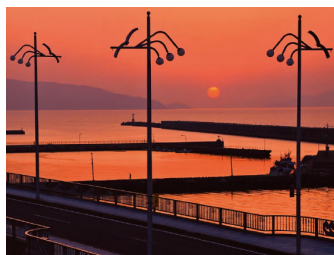
また、住民との協働による街路景観づくりや屋外広告物の規制など既存の取り組みの推進とともに、景観に対する意識の醸成や啓発に努め、美しい都市景観の形成を図ります。

（２）自然景観の保全と活用

芦屋町は北東部から北西部にかけて響灘に面しており、町の中央を流れる遠賀川をはさんだ東側は洞山に代表される海食台や断層などの特徴的な海岸、西側は白砂青松のなだらかな海岸となっています。これらの豊かな自然環境は、ふるさとの原風景として重要な要素となっています。

このため、自然景観や動植物の生息・生育環境の保全の観点から、適切な保全対策を進めます。

また、これら自然環境や地域資源は、住民のみならず、近隣市町の住民にとっても大きな魅力であると考えられます。今後もこの貴重な地域資源の活用方法などについて検討します。



なみかけ大橋からの夕日



夏井ヶ浜はまゆう公園
(響愛の鐘)

